三　令和二年改正前の省令附則第十九条第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除した額

四　令和二年改正前の省令附則第十九条第三号の規定の適用を受けた市町村における同号の規定により控除された額

［五　略］

（地方特例交付金の基準額の算定方法）

第十九条の四　［略］

２　合併関係市町村に係る地方特例交付金の基準額は、第一号から第三号に掲げる額の合算額とする。

［一　略］

二　当該合併関係市町村に係るイ及びハに掲げる額の合算額（当該新団体が指定都市である合併関係市町村にあつては、当該額に当該合併関係市町村に係るロに掲げる額を加算した額）

イ　当該年度の当該新市町村の地方特例交付金法第二条第二項に規定する自動車税減収補填特例交付金（以下この号において「自動車税減収補填特例交付金」という。）のうち、地方特例交付金に関する省令第四条の二第三項第一号算式アにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の延長によつて按分した額及び同号算式イにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の面積によつて按分した額の合算額。この場合において、市町村道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、自動車税環境性能割交付金の計算に用いる種別に係るものとする。

ロ　当該年度の当該新市町村の自動車税減収補填特例交付金のうち、地方特例交付金に関する省令第四条の二第三項第二号算式アにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の延長によつて按分した額並びに同号算式イにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の面積によつて按分した額の合算額。この場合において、一般国道及び都道府県道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、自動車税環境性能割交付金の計算に用いる種別に係るものとし、合併前において指定都市以外の市町村であった合併関係市町村については、当該合算額は零とする。

ハ　当該年度の当該新市町村の地方特例交付金に関する省令第八条第一項の規定により算定した額に〇・七五を乗じて得た額をイ及びロに掲げる額の合算額によつて按分した額。

［三　略］

（地方法人特別譲与税の基準税額の算出方法）

第十九条の五　削除

三　令和元年改正前の省令附則第十九条第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除した額

四　令和元年改正前の省令附則第十九条第三号の規定の適用を受けた市町村における同号の規定により控除された額

［五　同上］

（地方特例交付金の基準額の算定方法）

第十九条の四　［同上］

２　合併関係市町村に係る地方特例交付金の基準額は、第一号から第三号に掲げる額の合算額とする。

［一　同上］

二　当該合併関係市町村に係るイに掲げる額（当該新団体が指定都市である合併関係市町村にあつては、当該額に当該合併関係市町村に係るロに掲げる額を加算した額）

イ　当該年度の当該新市町村の地方特例交付金法第二条第二項に規定する自動車税減収補填特例交付金（以下この号において「自動車税減収補填特例交付金」という。）のうち、地方特例交付金に関する省令第四条の二第三項第一号算式アにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の延長によつて按分した額及び同号算式イにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の面積によつて按分した額の合算額。この場合において、市町村道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、自動車取得税交付金の計算に用いる種別に係るものとする。

ロ　当該年度の当該新市町村の自動車税減収補填特例交付金のうち、地方特例交付金に関する省令第四条の二第三項第二号算式アにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の延長によつて按分した額並びに同号算式イにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の面積によつて按分した額の合算額。この場合において、一般国道及び都道府県道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、自動車税環境性能割交付金の計算に用いる種別に係るものとし、合併前において指定都市以外の市町村であった合併関係市町村については、当該合算額は零とする。

［新設］

［三　同上］

（地方法人特別譲与税の基準税額の算出方法）

第十九条の五　各都道府県の地方法人特別譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定によつて当該都道府県に対して前年度の五月、八月、十一月及び二月に譲与された地方法人特別譲与税の